第５回那須塩原市下水道審議会　議事録

日　時：平成２１年１２月２１日（月）　１３：３５～１５：２６
場　所：那須塩原市役所　西那須野庁舎　２０２会議室

出席者：

委員

太田会長、金子副会長、相田委員、菊地委員、坂内敏夫委員、渋井委員、鈴木委員、関谷委員、長谷川委員、松本委員、室井委員、吉田委員

欠席者３名

市（事務局）

江連上下水道部長、舟岡下水道課長補佐兼下水道建設係長、津久井普及係長、相葉管理係長、峰岸施設係長、鈴木主査、渡邉主査、飯田主任

コンサルタント（パシフィックコンサルタンツ株式会社）

倉持哲弥、重岡愼哉、眞﨑哲二、山口隆太郎

事務局（舟岡）	皆さん、こんにちは。 定刻を若干過ぎてしまいましたけれども、ただ今より第５回下水道審議会を開会したいと思います。 皆さまにおかれましては、年末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。 事務局より出欠のご報告をさせていただきたいと思います。坂内正明委員、それから星野恵美子委員につきましては欠席のご連絡をいただきました。その他空席の委員については連絡をいただいておりませんが、時間となりましたのでただ今より始めさせていただきたいと思います。 なお今回も、市の方で委託していますコンサルを同席させていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。 それでは、太田会長よりごあいさつをいただきまして進めたいと思いますので、よろしくお願いします。
太田会長	皆さん、こんにちは。着席したまま失礼いたします。 今、ご案内がありましたように、大変年の瀬が迫った忙しい時期にお集まりいただきましてありがとうございます。 いよいよ５回目ということでございまして、スケジュールによりますと後１回ないしは２回ということでありますので、そういう点ではいよいよ詰めの段階に入ってきたということであります。 前回の会議でいろいろご意見、ご指摘いただいたことをこの後説明いただくことになりますけれども、その他に「ビジョンについての考え方」、「方針」、また「今後のスケジュール」ということで会議を進めさせていただきたいと思います。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

	それでは早速、会議次第に基づきまして議事を進めさせていただきます。 まず最初に、第４回下水道審議会での皆さん方からのご質問、ご意見を含めました課題につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。 よろしくお願いします。
事務局（鈴木）	皆さん、こんにちは。建設係の鈴木と申します。 それでは、資料の１ページをお開きいただきたいと思います。 まず、第４回下水道審議会での課題ということで、代表的な生活排水処理施設というものをここに分類してみました。 まず始めは「浄化槽」でありますが、こちらにつきましては今は「合併処理浄化槽」ということになります。水洗便所の汚水と雑排水を同時に処理する施設で、設置費用が安く、設置に要する期間が短くて処理能力に優れているということで、特に人口密度が低い地域においては下水道と同等の施設ということで普及が促進されているものです。 続きまして「集合処理施設」ということで表の中ほどになりますが、今現在、用途地域を中心に進めています「公共下水道」ということで、那須塩原市につきましては全体計画が４，０５５ヘクタールに対しまして、認可が２，６０６ヘクタール、現況では１，９９０ヘクタールとなっており、認可の７６．４％が整備済みとなっております。 人口につきましても、供用開始区域人口は５８，９６１人、水洗化人口も５０，８８０人という数字となっております。 続きまして「農業集落排水施設」につきましては、原則的に人口が１，０００人以下の集落を対象にしておりまして、那須塩原市では旧西那須野地区の「南赤田地区」と「東部地区」があります。いずれも整備については完了しております。 これらの３つの事業には「補助主体」というものがありまして、浄化槽につきましては環境省、公共下水道につきましては国土交通省、農業集落排水につきましては農林水産省となっております。 以上が、代表的な生活排水処理施設となります。 続きまして２ページになります。 「浄化槽の基本的な考え方」としまして、浄化槽は①放流水の水質の技術基準としまして生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）の除去率が９０％以上、放流水のＢＯＤにつきましては２０ｍｇ／ℓ以下の規定が定められております。 次に②管路工事が不要ということで設置費用が安価です。 ③設置に要する期間としては１週間から１０日程度あれば設置が可能ということです。 また、④地形の影響を受けることが少ない。⑤オンサイトシステム（個別処理）であるため、河川の水量確保が可能であるなどの多くの利点があります。 浄化槽システム協会のホームページからの絵を載せさせていただいております

	けれども、今後積極的に市町村の施策に位置付けるとともに、地域ごとに面的かつ効率的な整備を図っていくことが必要ではないかということでホームページに記載されております。 下の図が、合併浄化槽を断面的に説明したものであります。 続きまして３ページになります。浄化槽の特徴について述べさせていただきます。 ①生活排水を１か所に集める管渠が不要です。集合処理では、家屋が密集していない地域においては整備投資効率が低下し、起伏のある地形においては生活排水の移送のためのポンプ施設等も必要となります。個別処理においては、これらの管渠関連設備が不要であることが構造上最大の特徴となります。 ②各家庭に、車を停める駐車場１台分の敷地が必要となります。管渠が不要な代わりに、各戸ごとに浄化槽を設置するスペースとして１台分程度の敷地が必要です。 ③各戸ごとの維持管理が必要です。処理施設が各戸ごとに整備されることから、必然的に各戸ごとの運転、維持管理が必要であり、そのための体制を確保しなければなりません。 ④投資効果の発現が早いということです。各戸ごとに整備したところから汚水処理が開始されます。各戸の整備は１週間から１０日程度で可能なことから、整備に係る投資の効果発現が早くなります。 ⑤水環境の変化が小さいです。整備前後において、各戸から排水されるという形態が変化しないことから、排水の水質が向上する以外の変化が小さく、身近な水路や池などの水量が確保されます。 ⑥施設整備に柔軟性があります。各戸ごとに処理施設を整備するため、整備計画に柔軟性があります。下水道や農集といった集合処理の場合、最終的な対象地域を確定後、その地域における１０～３０年後の排水量等を推定し、その地域の最下流部に処理場を建設、順次上流に向かって管渠を整備する形態が一般的となっております。合併浄化槽では、このような整備方法と比較すると整備計画の見直しが容易にできます。 ⑦地震災害に強いということです。合併浄化槽では大規模な地震等において、個別に設置しているため、かなり強いということです。集合処理の場合には、管渠等が隆起等により破損したり等の被害が近年発生しております。 続きまして⑧住民の環境意識が向上します。各戸ごとに処理を行うことから、住民の生活排水処理に対する意識が向上し、また集合処理に見られるような処理施設の設置場所の選定等に関する協議や事務処理が不要です。 続きまして４ページになります。 ４ページにつきましては「浄化槽の維持管理」ということで、上の方に図がありますが、こちらにつきましては合併浄化槽設置後３か月から８か月で、まず「７条検査」というものを行うということになっております。この検査につき

	ましては、栃木県から委託された栃木県浄化槽協会で実施するようになっております。 続きまして「保守点検」につきましては、毎年３回以上。「清掃」につきましても毎年１回。さらに「１１条検査」というものがありまして、こちらも７条検査と同じように、外観、水質、書類の検査となっております。こちらについては、毎年１回行うということになっております。 ４ページの中ほどになりますけれども、こちらにつきましては平成１７年度から平成２０年度までの検査実施数を表にしたものです。検査実施数については、毎年順調に伸びておりますけれども、実施率につきましては２０年度がやや下がっているという現状となっております。こちらにつきましては、設置基数が多くなったために実施率が落ちたということです。 続きまして５ページになります。 ５ページにつきましては、集合処理と個別処理の費用負担額の比較についての説明書きとなっております。 今回の資料に、別に１枚、横の棒グラフのプリントを配ってあると思うんですけども、こちらは資料７ページの差替えということでお願いしたいと思います。 先にお配りした７ページですけれども、こちらにつきましては合併浄化槽、公共下水道、農業集落排水という３つの事業を１世帯あたり３人という同じ条件で算出したものを最初の資料に載せていました。差替え後につきましては、実績に基づきました１世帯あたりの人数ということで、ケース１とケース２という部分が、実績と違う数字で算出していたものですから、分かりやすくするために後から差替えプリントを配らせていただきました。こちらについては、今までの実績とこれからが、１世帯あたりの人数が同じということで作成しているところです。 それでは５ページを説明させていただきます。 まず検討ケースということで、ケース１：過年度実績値による比較。こちらについては公共下水道が１世帯あたり２．５３人、農業集落排水が４．０６人、合併浄化槽が３．３２人という人数で計算しております。 ケース２についても、後からお配りした資料が同じ数字を使っております。 検討条件につきましては、今までの公共下水道の建設投資額は人口密集地域を中心に事業を進めています。今後の整備対象区域は、市街地を離れた区域の整備となるため、管路延長が長くなり１世帯あたりの事業費というものは当然高くなるということです。生活排水処理基本構想の検討対象区域により算出した管路延長、人口等とこれまでの実績値を比較した結果、供用開始区域管延長／世帯比は、約１８％増しとなります。今まで過年度に整備してきたものよりもこれから整備する方が１８％程事業費が増えるという結果になっております。 農業集落排水事業の建設投資額につきましては、既に事業が済んでいるということで実績値となります。 維持管理費は下水道使用料を概算しております。

	配管工事費につきましては、比較する３事業とも同額の８０万円としております。また、この事業費には、国費や補助金を含んでおります。那須塩原市や市民が負担した金額を算出しております。 次に、耐用年数の考えですが、配管及び浄化槽の耐用年数につきましては２６年、それ以外の管渠建設費等につきましては５０年ということで実施しております。 概算費用の算出につきましては、国又は県から示されておりますマニュアルというものがありまして、そちらで実施しております。また、『那須塩原市の下水道』という最初に皆さんにお配りした冊子があるんですが、そちらの数字を使用しております。 次に検討結果ですけれども、まず６ページを見ていただきたいと思うんですが、６ページの下の表ですね。１世帯あたりの年間負担額ということで公共下水道では１０．１万円、合併浄化槽では１０．６万円。約５％程公共下水道の方が割安となっております。こちらは、先ほど申しましたように市街地内を整備しているということで投資効果が高かったということが伺えると思います。これを１人あたりに換算した場合に１世帯あたりの人口が、公共下水道では ２．５３人、合併浄化槽では３．３２人ということで、公共下水道の１世帯あたりの人口が少ないということで公共下水道事業が約２５％割高という結果になります。 続きましてケース２。こちらは、後から別に配付した資料になりますが、１世帯あたりの年間負担額は、公共下水道が約１１万円、合併浄化槽では１０．６万円。その差ですけれども、３％ほど公共下水道が割高となっております。 以上が、費用負担比較となります。
太田会長	ご苦労様でした。 今、前回の審議会でご質問があったり、あるいはご意見があったりしたことに基づきまして、改めて合併浄化槽との比較であるとか、あるいは各事業ごとの事業費の比較であるとか、こうしたものを算出してご説明をいただいたところでございます。 なかなか専門的な内容も含まれておりますので、改めて「ここはどうか‥」といった部分も含めて何かあればお出しいただきたいと思います。
各委員	≪特になし≫
太田会長	今のところではよろしいですか？ 前回ご質問、ご意見いただいたことについて、改めて「課題」として整理させていただいたところです。ありがとうございます。 それでは、続きまして２番目の議事に移らせていただきます。 「下水道中期ビジョンの基本理念と基本方針」についてご説明いただきたいと思います。

事務局（鈴木）	資料につきましては８ページとなります。 **２．下水道中期ビジョンの基本理念と基本方針について**。このページにつきましては、中期ビジョンとしての計画の位置づけとなります。 まず、上位計画とします「総合計画」というものがありまして、その下に「都市計画マスタープラン」。都市計画マスタープランにつきましては、以前かいつまんで説明させていただいたところです。その下に『下水道中期ビジョン』ということで、第１章から第７章まであります。 中期ビジョンですが、こちらに関連する計画ということで、まず左側「那珂川流域別下水道総合計画」があります。続きまして「北那須流域下水道」、その下に「生活排水処理基本構想」、「公共下水道全体計画」。この生活排水処理基本構想と公共下水道全体計画というものが、今見直ししているところです。 さらに来年度につきましては、認可計画の変更等をこれらに基づきまして進めていきたいと思っているところです。 続きまして右側の関連する個別の計画といたしまして「環境基本計画」、こちらも以前説明をさせていただいたところです。続きまして「地域防災計画」、「土地利用計画」、中でも土地利用計画につきましては、どういった誘導をしていくのかというところで下水道には密接に関係してくるところでございます。 続きまして９ページになります。 **基本理念と基本方針**。まず「基本理念」ということで、下水道の中期ビジョンにおいては、まちづくりに欠かせない生活排水処理施設を地域の特性に応じて整備し、本市の将来像の実現に貢献することを目指します。 平成２０年度末の生活排水処理普及率につきましては、６５．５％に達していますが、「生活排水処理普及率の向上」が優先的な課題となっております。 生活環境や水辺環境の改善を早期に達成するために、下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備を促進していくためには、財政の負担も大きなものとなります。 今後は、安全なまちづくりのための地震対策、雨水排除ならびに老朽化しつつある施設の改築、更新などによる施設の機能維持を継続的に推進するとともに、経営基盤の強化を図り、まちづくりと連携した事業を実施していきます。 本ビジョンでは、将来像の実現に向けた基本方針を定めるとともに今後の施策を展開していきます。 その下の図ですけれども、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」という都市計画マスタープランの将来像を中期ビジョンの将来像に利用させていただきたいと思っております。 その下に項目立ててありますけれども、**生活環境の改善・利便性の向上**、「生活排水処理普及率の向上」とありまして、こちらは生活排水処理構想に基づく生活排水処理普及率の向上。 **環境保全機能の向上**、「下水道資源の有効活用」、「下水道施設の機能維持」。 **安心・安全**としまして、「安全なまちづくり」。こちらについては施設の耐震化、

	雨水の整備となっております。 それらを包含しまして、下から支えるようなイメージで「経営基盤の強化」となっております。 次に１０ページ「基本方針」になります。 本市の優先的課題である生活排水処理普及率の向上を優先的に進めます。 また、下水道施設の機能維持を図り環境保全機能を維持するとともに、雨水対策や地震対策による安全なまちづくりや、下水処理場の用地や下水汚泥などの資源有効活用した循環型社会の構築に貢献します。 より低コストで価値あるサービスを提供するための経営基盤の強化に取り組みます。 続きまして「生活環境の改善と利便性の向上・環境保全機能の向上」。 ●効率的な整備手法により生活排水処理普及率の向上を早期に達成します。 那須塩原市では、生活環境や水辺環境の改善を早期に達成するという観点から、平成２０年度末で６５．５％である生活排水処理人口普及率のさらなる向上が焦眉の課題となっております。生活排水処理構想および下水道全体計画の見直しにおいて、生活排水処理普及率の向上のための整備手法を設定し、早期の普及率向上を目指したいと思います。 続きまして「環境保全機能の向上」。 ●下水道資源の有効活用により地域に開かれた下水道の実現、循環型社会の構築に貢献します。 下水道が有する資源につきましては、有機物の塊である下水汚泥、熱、バイオマスエネルギー、処理場が有する空間等があります。 下水処理場の用地につきましては、地域に隣接した貴重な空間として利用が期待されております。中でも観光地である塩原水処理センターにつきましては、観光や環境教育の拠点として活用方法について検討していきたいと思います。 黒磯水処理センターと塩原水処理センターの処理水や下水汚泥についても、現在の利活用を進めるとともに、無駄なく利用して循環型社会の構築に貢献するため、新たな方策について検討していきたいと思います。 続きまして１１ページになります。 ●計画的な施設管理により下水道の機能を維持します。 膨大な下水道施設の計画的な維持管理を行うことにより、老朽化しつつある施設の改築更新時期を的確に把握し、施設の長寿命化、計画的な改築更新に努めて持続的な施設機能の確保に取り組んでいきます。 個人が設置する合併処理浄化槽の機能を維持し、良好な処理水質が得られるように、適切な管理を実施していただくためのＰＲなども実施していきたいと思います。 「安心・安全なまちづくり」。 こちらにつきましては、●雨水対策を進め市民の生命と財産を守ります。

	浸水被害が発生している地区において雨水整備を行います。近年の降雨特性に対応した雨水管路の整備を実施することにより、浸水被害を解消し、市民の生命と財産を守っていきます。 ●下水施設の耐震化により地震に強い下水道を構築します。 下水管渠の耐震化により大規模地震災害時などにおいても機能維持が期待できますが、耐震化には膨大な費用が必要となります。 災害時のサービス水準は市民の意向を踏まえて、適正規模の整備を行っていきたいと考えております。 続きまして「健全な下水道経営」。 ●経営基盤の強化によりサービスを継続します。 継続的な経営改善や効率的な経営手法を取り入れ、経費の削減や経営の合理化により、市民にサービスを提供していきます。 今後は、コスト縮減策の推進に加え、下水道使用料の適正化にも取り組んでいきたいと思います。 以上が、中期ビジョンとなっております。
太田会長	ご苦労様です。ありがとうございました。 今ご説明をいただいたように、今後下水道をどのように整備して、しかも機能を維持しつつ、経営の安定化に資していくかという全体の方向性をご説明いただきました。 その中で、基本理念の中でも触れられておりましたが、財政の負担というものが今後大きな課題となります。リーマンショック以降の経済的な不況を見まして、国も含めてですけれども大変地方財政が厳しくなってきております。 那須塩原市は比較的、県北地域におけるいろいろな経済活性化の取り組みが功を奏して、それなりの成果を挙げておられると思いますけれども、やはり法人市民税を含めて、大変税収入が確保しにくくなってきているという状況にあります。 その中にありまして一方では、高齢化社会が進んでまいりますから、そういう意味で福祉関係予算というものが自然増でどんどん増えていくということがあって、そういう中でこの下水道の経営あるいは財政といったものをしっかりと見極めていかなければならないということであろうかと思います。 そこで今日は、お手元に『一般会計の財政状況の見通し』ということで、別刷りでお配りしてありますので、これも事務局の方からご説明いただけますでしょうか？
事務局（相葉）	説明の前に、本資料につきましては市民の皆さまに公表している数字ではございませんので、本会議終了後、回収させていただくようにお願いしたいと思いますので、その点だけはご了解いただければと思います。

	では、この緑の枠で書いてあります「一般会計財政状況の見通し」からのご説明を申し上げたいと思います。 数字につきましては、平成１９年度と２０年度につきましては決算後の実績額を入れさせていただいております。２１年度から２３年度につきましては、２０年度の決算状況を基準に、それに見込み額を算出して加えたものの数字でございます。 まずは「歳入」の方からなんですけれども、歳入の大きな箇所と関係する基本的な箇所のみということで説明をさせていただきたいと思います。 まず一番上の「地方税」、右端の所に数字があるかと思うのですけど、この数字で「№○○」という形で説明しますので、 №１の「地方税」、これは市民の皆さまからお収めいただいております市税、つまり市民税とか、固定資産税とか、軽自動車税等の６税のことでございます。 一般会計の歳入の中で占める割合は全体の４０％以上あることになりますので、要するに市の運営の根幹を成している財源となっております。本表におきましては、２１年度に一度落ち込みまして、その後回復の兆しを見せておりますが、２０年度決算後に見込んだ数字でございますので、現在の時点ですと若干差異が生じているところでありますので、ご了解いただきたいと思います。 先週、新年度の予算につきまして財政当局と打合せをしてきたのですけれども、先ほど会長の方からお話ありましたように、法人市民税の落ち込み等がございまして、約１０億円程度の減収が今後も継続的に見込まれるとの見解を伺ってきたところでございます。増収に転じる時期につきましては、現在のところ全く予想が立たない状況でございますので、その点はご了解いただきたいと思います。 この資料の説明後に、平成２２年度の予算編成に当たっての市財政当局から別途示されております２枚目の予算編成の方の資料につきまして、また財政状況を再度確認させていただきたいと思います。 市税の他に、№２～№４の「地方譲与税」「地方特例交付金」「地方交付税」を合わせまして、歳入の４つを『一般財源』と呼び、使いみちが特定されていない収入のことでございます。一般財源につきましては、今後少しずつ増えていくというところで見込んでいる訳なんですけれども、№８の国からの補助金「国庫支出金」につきましては今後大幅に削減されていく見込みとなっております。要するに、維持管理、建設的投資に対しての補助金が減っていくという感じになります。 歳入全体の２１年度から２２年度の大幅な減収の理由につきましては、この国庫補助金の部分が減っているということが大きな原因かと思われます。 また、歳入の一番下№１７の「地方債」も大幅な減が見込まれております。地方債というのは、市が大きな建設事業を実施する際の借金のことで、平成２０年から２１年度の２か年の大幅な変動につきましては、合併特例債の大きな借入れ、主にごみ処理施設整備事業、西那須野地区まちづくり交付事業等がこれ

	に当たります。 平成２２年度からは通常の状態に戻るための減収ということで地方債が減っております。 そうしますと、№１８の「歳入合計」につきましては２１年度から２２年度に大幅な減収を見込んでおりますが、その後は横ばいの推移があるかなということで予想しておる状況でございます。 続きまして「歳出」の方なんですけれども、№２４「扶助費」を見ていただくと、他が大体減ってきているのですけれども、この「扶助費」につきましては伸びていっている状況が見てとれるところでございます。この扶助費というのは、具体的には社会保障費の事でありまして、例えば生活保護の手当てであるとか、児童手当とか、そういう社会福祉関係の費用が主なものでございます。ですから財政が逼迫しても、どうしても削ることができない部分かなと思います。 逆に№２６の「普通建設事業費」につきましては、大幅に抑えられてきているところが見てとれるかなというところでございます。これは補助金と地方債の減収と連動している状況でございます。補助金がなくなれば大半を維持管理の経費に費やしまして、建設的投資には順位を付けて、できるものから実施という形になっていくところでございます。借金をして行う地方債の建設事業につきましても、同じようなことが言えるのかなと思います。 そして３４番のところですね、「繰出金」。これは市が特定の事業を行う場合に、特定の会計いわゆる「特別会計」を設置しまして、一般会計とは別の経理を行うものに対して歳入の一部を補填していくものを言うものでございます。例えば「国民健康保険」「介護保険」「墓地事業」さらに今回の「下水道事業」等に対して歳入の不足分を補填するお金を、例えば「下水道特別会計繰出金」という形の名前を使いまして支出しているところでございます。 本事業（下水道事業）につきましても、一般会計よりいただいているところがございまして、この表の真裏の部分ですね、ページをめくっていただいて裏の部分のところに、その現状が記させていただいております。本来ですと、それぞれの特別会計につきましては、例えば下水道とか水道事業につきましては、なるべく借金を減らしてくれという国の方の指導が来ているわけなんですけれども、独自の収入要するに「使用料」のみで経営ができることが一番の健全な経営ということで指導がされているわけなんですけれども、なかなかそのような形にならないものですから、こういう形で一般会計から繰出金をいただいて運営をしているという状況でございます。 その割合という形なんですけれども、一般会計と地方税と、それぞれの部分からどれくらいの比率で下水道会計の繰出金が出ているのかというところを示しさせていただいたのが⑵と⑶の資料です。 ⑵の一般会計の中では、だいたい４％前後の部分が下水道事業会計の方に繰出

	金として来ている状況です。地方税、先ほど申しました市民税とか固定資産税とかという地方税の中での比率を見ると、９％前後が下水道事業への繰出金として一般会計からいただいているという状況が見てとれるかと思いますので、ご了解いただければと思います。 ということで、歳出の№３６につきましては、歳入に合わせての組み立てとなっておりますので、歳入同様、一度大幅に減額になっていますがその後横ばいの状況ということで算出させていただいた状況でございます。 続きまして２枚目の「平成２２年度当初予算編成について」の資料について見ていただきたいと思います。 本資料につきましては、新年度つまり平成２２年度予算を作るに当たりまして、各課が市の財政状況を十分に理解した上で、合併後とても厳しい財政環境に置かれていることを全ての職員が共通認識の上に立って予算作りを進めるようにということで、市財政当局から示されているものを引用させていただいております。ホームページの「市の政策と計画」の中に掲載させていただいておりまして、市民の皆さまに公表させていただいているものでございます。 この資料につきましては、先月１１月４日の予算説明会の時に提示されたものなのですけれども、若干その後、市の税収につきましても厳しい状況があるということで、先ほど全体で約１０億円という減収のお話をしたかと思うんですけれども、こちらを上から見ますと、一般会計決算の前年度対比で、法人市民税が大幅に減収となっておりまして、市税全体で約４億円の減収ということが記されているかと思います。 歳出につきましては、人件費、物件費が減少しておりますが、扶助費、公債費が逆に大きく伸びておりまして、人件費や物件費は市当局の行財政の削減関係の事業をしましていろいろと減らしているところなんですけれども、逆にそういう努力とは別にどうしても扶助費とか公債費が大きく伸びている状況が見てとれるかと思います。 人件費とか物件費の縮減努力とは別に、扶助費、公債費が上回る支出増になっているのかなぁという感じでございます。 経常収支比率というものがあるんですけれども、これは前年度より上昇しておりまして財政の硬直化が進んでいるというように文面の方には書いてあるのですけれども、これはどういうことを言っているかといいますと、要するに経常収支比率が高くなっていきますと財政が硬直化、要するに自由な動きができなくなるよということなんですけれども、具体的に申しますと最初見ていただいた表の№１から№４の使途が特定されていない、毎年経常的に入ってくる財源ですね、これを『一般財源』と先ほど申し上げましたが、この一般財源のうち人件費、扶助費、公債費等の毎年必ず掛かってくる経常的支出に充当される割合がどうなっているかということで見ていただくものなのです。 要するに、この割合が大きくなってきますと財政の構造が硬直化しているというようになってくるわけなんですけれども、皆さんの家庭を例えさせていただ

	くならば、毎月の給料のうちですね、食費、家賃、光熱水費の基本的なものとか、ローンの返済とか、毎月決まって支払わなければならない経費があるかと思うんですけど、その割合がどれくらいあるかというのと同じように考えてもらえればよろしいかと思います。 要するに、この割合が高くなればなるほど、やり繰りが苦しいと。 例えば３０万円の給料のうち、２９万円の経常的支出をしている場合には、経常収支比率が９６．７％ということで、ギリギリの生活で残り１万円では電気製品を新しく買ったり、リフレッシュに旅行に行ったりというような潤いのある生活にはちょっと程遠い形になりまして、生活もなかなか厳しいかなという感じになってしまいます。 要するに、このような状況が今の市の財政状況かなというふうに見てとれるわけなんです。 この経常収支比率につきましては、ここ数年９７％前後で推移をしておるものですから、投資的経費に使用できる財源が乏しい状況で、要するに財政構造の弾力性を失っている状況かなという感じがしている状況でございます。要するに、自由に動けない状況に陥っているということなんで、一般財源のうちで投資的な新しい事業に充てるお金がなかなか無いのが現状ということでございます。 財政状況につきましては、今後の見通しということで、先ほどから申し上げております法人市民税の落ち込み、そして政権交代による補助金等の交付の見直し、歳入の増についてもあまり見込めないところでございますので、さらに不景気による社会保障費の増とかが当分続くと見込まれているものですから、下水道事業の経営についても経営の適正化が必要不可欠になってくるのかなと思われております。 ですので、マイナスの材料が多々あるものですから、厳しい財政の状況は今後も続いていくだろうというような見通しで財政当局も考えている状況です。 大変雑ぱくな説明で分かりにくかったかと思うんですけれども、一応お手元の資料で市の財政状況につきましてはなかなか厳しい状況ですということはご理解いただければと思います。以上です。
太田会長	はい、ありがとうございます。 那須塩原市の財政状況が大変厳しいということの説明です。 先ほどお話をされていましたけれども、義務的な支出と投資的な支出ということでは、どうしても繰り延べができない義務的な支出との関係で公共事業に関わる投資的支出自体が厳しさを増しているという状況であります。 この辺を含めてですね、今後の下水道のあり方、経営のあり方を考えていかざるを得ないということでございます。 今の財政状況のことも含めまして、どうぞご質問、ご意見があればお出しいただきたいと思います。

坂内（敏）委員	坂内です。１０ページの中程なんですけれども、那須塩原市の生活排水処理人口普及率が「６５．５％」とありますけれども、逆に考えると３５％くらいは、合併浄化槽を含めて何もしていないという意味になるのでしょうか？
事務局（鈴木）	この「６５．５％」ですけれども、こちらについては公共下水道、合併浄化槽、それから農業集落排水で汚水を処理している割合になっております。 これ以外に、こちらで掴みきれていない「単独浄化槽」は含まれていない状況です。
坂内（敏）委員	今後も、残り３５％については掴めないということなのか？
事務局（舟岡）	単独浄化槽で既に設置されているものにつきましては、下水道課にデータがないものですから、３５％の方に含んでいるという状況です。 単独浄化槽は、今後は合併浄化槽に切り替えるか、集合処理に接続していきますので、６５．５％の数字を伸ばすように努力しようということです。 それから、汲み取りトイレが３５％に含まれていますが、３５％の方は下水道課で把握していない方の数字で、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水の数字は捉えておりますので、その数字が６５．５％だということです。 単独浄化槽で作った家が何軒あるかというデータですが、浄化槽の事務が国から順に降りてきたものということもありますし、補助金を出していたわけでもないので掴んでいないという状況です。
坂内（敏）委員	関連なのですが、今どき、水洗トイレじゃない家は少ないと思うんですけど、何らかの形で単独や合併の浄化槽が使われているわけですね。 合併浄化槽の図が２ページにありますけれども、汚水が左側から右へ流れていって、そこから何処かへ出ていくわけですよね？ 出口の槽に「消毒槽」とありますが、どういう意味で「消毒槽」なのか？ 例えば、薬剤を使うようなことなのか？
事務局（舟岡）	これは、大腸菌等の殺菌のために消毒剤が入っていて、定期的に補充、交換がされています。 ここを通って最終的に放流されます。
坂内（敏）委員	補充、交換は「定期的にやっているはず‥」という認識ですよね？
事務局（舟岡）	前にもお話ししましたけど、７条検査というものが設置してからすぐに行うのですがその段階、また１１条検査の段階で消毒剤が開封されていないケースもあるようです。そのようなケースでは、「適正な管理をしてくださいよ」という指摘、お知らせをしているのですが、住んでいる方にしてみれば業者と管理委託を結んで管理してもらっているわけですから、補充、交換をしているという

	認識は薄いかもしれません。 維持管理の委託をすることは義務付けされているので、市としては適正に管理されていると思っています。
太田会長	よろしいですか？
坂内（敏）委員	はい、結構です。
吉田委員	浄化槽の管理に関連して、ちょっとよろしいですか。 ４ページに、７条検査とか１１条検査が実施されない場合の罰則が書かれていますが、現実にそれが適用されているんでしょうか？ １１条検査の実施率が５０％に満たない状況で、浄化槽法の「３０万円以下の過料」は単に書いてあるだけという状況なのですか？
事務局（津久井）	前回の会議で、１１条検査の実施率が５２％という話しをさせてもらったところであります。那須塩原市をはじめ県内は全国的に見ても高い方に入りますが、それでもまだ半分という状況です。 先ほど、２０年度の実施率が少し下がっているという話しもありましたが、お話ししているとおり合併浄化槽なのか、単独浄化槽なのか、汲み取りトイレなのかの把握ができていない状況がありまして、法律上は「実施義務違反は過料」となっていますが全体が把握できていないものですから、「把握していないけど実施していない」家と「把握しているけど実施していない」家を同等に罰則を掛けようという体制がとれない状況です。 また、この１１条検査そのものが、法律には当初から書かれていたんですが、実際に環境省が強化しはじめたのは、ここ２～３年というところもあり、 そういった実態把握と法律の罰則適用というのは難しいというのが現状でございます。
太田会長	よろしいですか？
吉田委員	現状は分かったんですけど、どうも納得いかない。 一般市民の感情からすると、市の職員なのだから、くまなくチェックすればもう少し徹底させられるのではないかなぁと思います。 また、違法な垂れ流しと言いますか、私がこちらに越してきて初めて知った言葉で「地獄溜め」‥‥地下深くまで掘って直接流し込む方法があると聞いたのですが、そういったこともまかり通っているようなことと、一方では下水道できちんと処理していこうという人もいるし、市職員の大変さもすごく分かるし、予算もカットされているという話しも今聞いたんですけれども、市民感情からするともう少し平等に行かないのかなぁと思います。 やった者勝ち、逃げ得という感じがしてしまいます。

事務局（津久井）	ひとつご理解いただきたいのは、単独浄化槽というものがございます。この単独浄化槽というのは、し尿については浄化槽に入りますが、家庭用のお風呂の水や台所の水などはその浄化槽に入らないという浄化槽です。 単独浄化槽も、できた当時から合併浄化槽に切り替わるまでは法律で認められていたんですね。ですから、家庭用雑排水を浄化槽に入れなくていいということが基本だったので、この辺りで言いますと、市街地ではないところの家庭ではそういった「地獄溜め」で処理していたということです。それが普通だったんです。 その後、合併浄化槽が出てきてまだ２０年くらいなので、一概に「地獄溜めで処理することがダメ」ということにはならない訳で、設置当時は法律に合っている浄化槽を使っておりました。それは現在でも有効に動いていれば、法律で何年以内に取り替えなさいというものがないものですから、「なるべく合併浄化槽に取り替えてください」とＰＲすることが残り３５％を改善していくためのこれからの課題です。 一概に、「地獄溜めを使っているからその人が悪い」ということにはならないので、そのことを理解していただければありがたいのですけれども‥‥
吉田委員	はい、分かりました。
太田会長	これについては、前回の会議の時にもご意見があった点で、集合処理方式を採るのか、個別処理方式を採るのかという方式の選択については、ひとつは「経済比較」ということでどちらが経済的かという判断をしてまいりました。もうひとつは、そのような水質保全などの機能や効果がどちらが優れているかというようなことも一方でありますので、それらがセットになって適切な判断、あるいは選択をするということになるのだと思います。 そうすると、今ご質問がありましたが、受検率が半分程度であるとか、あるいは実態全体が十分把握しきれていないという中で罰則があってもその適用が難しいという制度上の、ある面で言えば未整備状態と言いましょうか、まだまだ完全な形に成りきれていないというような状況が残されているような気もいたしますので、そういうご指摘があることがもっともな姿だと思うんですね。 ですので、市の側としても、そういった懸念、心配というものに対して説明や対応をしていただいて、そういう部分に関わって問題が起きないように、十分な配慮をいただきたいと思います。 今の点について、現状の説明は確かにそのとおりで、なかなか期待通りの回答をいただきにくいところがあるとは思うんですけれども、今ご質問があった点あるいはご意見を踏まえて、市の側としてどのように考えるのか、あるいはどのような努力の仕方を考えているのかということをご説明いただけますか？
事務局（舟岡）	主な事業の展開関係ということでよろしいでしょうか？

太田会長	どうぞ、お願いします。
事務局（舟岡）	現在の生活排水処理というのが、前にも説明したように下水道、農業集落排水、合併浄化槽の３本立てで那須塩原市は進めておりますけれども、下水道につきましては、２２年度に下水道を整備する区域‥‥「認可区域」と言うんですが、その区域の見直しを来年度実施するわけなんです。 下水道事業認可区域の外側に下水道の全体計画という区域があるんですが、その全体計画に含まれた区域までは下水道を整備しましょうと、それ以外のところについて、西那須野地区ではすでに農業集落排水という区域が２箇所ありまして、その２つ以外のところはほぼ白地ということで「合併浄化槽」で整備しましょうという３本立てで今後は整備していくことになります。 財政的な部分については先ほど説明したように、今後については公共下水道を整備していったけれどもそこには住宅が３軒くらいしかありませんでしたという状況があると、公共投資の部分で、確かに下水道が一番良いかもしれませんけれども、建設事業費があまりにも嵩んでしまうと。では、そのような場所はどうしましょうかというところで、今いろいろな資料を作成している段階なんですけれど‥‥。 その場合に、合併浄化槽が一番有利だよという結論が出れば、そのエリアを合併浄化槽のエリアにしようということで資料作成をしているところで、その図面は後ほどお見せできる段階になると思います。 下水道については、ご存知のように政権が民主党に代わりまして、国庫補助金の考え方が大きく転換している段階で、地方に任せようということで「事業仕分け」の中でも出ていたのですが、下水道事業、農集事業については地方に任せますと、地方に権限を降ろします、地方が一番具体的に地域を知っているからと言っている中で、同じような浄化槽については、今の段階では環境省（国）がそれだけは地方に降ろさないで持っている状況なんですね。 浄化槽につきましては、新たに設置する場合には、住宅の場合には補助金が出ております。それは先ほど説明があったように、単独浄化槽を合併浄化槽に切り替える場合にも補助金は出ます。汲み取りを合併浄化槽にする場合にも補助金を出して、浄化槽の推進を国としても図っているという状況です。 費用対効果とか、いろいろな部分で今計算をしているのですが、例えばの話しですけれども、一般住宅で１００坪の土地があって家族４人で住んで建物として１３０㎡の面積のパターンを考えてみると、下水道の建設費とか受益者負担金とかの細かい数字の積上げがあるんですけれど、そういうお金と合併浄化槽を設置するお金の初期費用を比べると、下水道管渠を布設してくるお金を除くとさほどの違いはないんです。ただ、管渠を入れていく費用が莫大に掛かるので‥‥。 ただ今の例で試算したところでは、下水道の初期費用としては３４０万円くらいが１世帯に掛かると。一方合併浄化槽は７０万円くらい掛かる。

	また、１年間使用した場合に、下水道でお金が掛かるのは、直接皆さんのお財布から出るのは「下水道使用料」ということで、通常の場合は水道メーターを基にして算出するわけなのですが、例えの４人世帯（２月で５０㎥使用）ですと３．４万円～３．５万円掛かると試算してみました。これに計算上加えるべき費用が、「汚泥処理費」と言って水処理センターできれいにした時に発生する汚泥の処理経費で、これを下水道使用世帯に割り当てると１世帯６．６万円掛かり、合わせて１０万円程度が下水道の場合掛かる計算です。 一方の浄化槽の場合は、法定検査の１１条検査（年１回）が３千円、保守点検が２．２万円、汚泥の汲み取り２．５万円、ブロアーの電気料が１．５万円くらい掛かるだろうと試算させてもらい合計で６．５万円と算出してみました。 併せて、那須塩原市では「都市計画税」という目的税を徴収しています。道路事業、公園事業、下水道事業の都市施設関係の整備に使うという目的税なのですが、合併前の賦課がバランス的に悪かったので今度整理させていただいて、都市計画税を掛けるエリアは「用途地域」に指定されているエリアだけと改めるように決まりました。 下水道事業に、この都市計画税がいくら程入って来ているかというと、６７％程度が来ておりまして、建設事業費の借金返済に充てています。 ということになりますと、今後用途地域の外側の都市計画税を納めていない地域まで下水道整備を進めていくことが果たして良いのかどうか、という部分も今後審議していただくようになります。 さらに、前にご説明した「都市計画マスタープラン」の中では、那須塩原市は「住宅を用途地域内に誘導してコンパクトシティーを目指しましょう」という柱ができていますので、外へ外へと膨らむ人口をできるだけ中に誘導するように下水道建設の考え方も大きく変わろうとしています。 以上です。
太田会長	ありがとうございます。 少しだけ確認しておきたいのですが、今ご説明いただいた点は概ね皆さんもご納得いただけるのではないかと思うのですけど、そのこととは別に、吉田委員などからご質問、ご意見があったのは「すべてを公共下水道方式で行うということはやっぱりできません。したがってそれをかなり限定的に絞り込んでいかないといけません。そのときに合併浄化槽の個別処理方式の採用になるわけなのですけど、その個別処理方式と集合処理方式の機能とか効果があまりにも掛け離れていると‥‥。それは経済性評価とは別に、それで良いのでしょうか？」というお話しだと思うのですよね。 基本は今ご説明いただいたとおりで、そのことについて私が今までご審議いただいた中では基本的にはご理解いただいて今日まで来ているという理解をとっておりますけれども、問題はそうした上でなおかつその部分の機能や効果の部分で、できるかぎり合併浄化槽の本来的な機能や効果を発揮させていくような

	取り組みとかあるいは体制とかをどこまで取り入れていくんですかということだと思います。 例えば４ページの受検率を示したグラフの上に、「今後も益々の市からの指導強化を進め維持管理の徹底を図ります」と書いてありますが、この中身についてもう少しご説明いただいたほうが良いのではないかと思います。どのようにして「指導強化を進める」のか、また先ほど数字で負担の比較も出されましたけれども、そうしたことも含めて公共下水道というものを限定的に捉えていかざるを得ないとしても、その白地地域などの個別処理方式についても公共下水道と開きができてしまうのではなく、なんらかの配慮といったものを考えていくしかないのでしょうかということだと思うんですよね。 ですので、今日は確定的な結論をお示しいただくことは無理だと思うのですけれども、基本的な考え方というか、市の姿勢というか、そのぐらいのことは少しお話いただいた方が良いのかなと思います。 いかがですか？
事務局（津久井）	下水道の効果というのは明らかに分かるのですが、個別処理の浄化槽については環境面の効果が把握しづらいというところだと思います。 それを把握するには、個別の浄化槽全体の把握というのが一番重要であり、国においてもその重要性を認識し始めたところでありまして、今年になってからいろいろなアンケートが来ているところです。それに呼応するように市でも把握のための準備を進めているところなのですが、例えば既に那須塩原市では確立はされているのですけれども、浄化槽を新しく設置するというところについては、ほぼ１００％把握しております。 先ほど申しましたように「過去の分の単独浄化槽」がどれくらいあるかという部分についてはなかなか把握できない状況ですが、新しく設置するものについては１００％に近い数字です。どうしても那須塩原市は「別荘」が多いものですから、県外の業者が無許可で取り付けてしまうなどで、若干のモレはあるかとは思われます。 それから一番問題の点は「水質検査」ですけれども、設置状況の把握がしっかりできていれば、県内の検査機関は１か所しかありませんので、そこで検査をしているか、していないかは確実に分かるというところがありまして、受検の報告は市に提供されていますので、その辺りの把握はできてくるという体制にはなっています。 それから「指導」に関しては、当然市民の中で排水に対する悪臭の苦情というのは多くなってきています。そういった意味では、市でも現場に行って市民の方と話しをして、解決策を模索するということはやっておりますが、体制としましては検査を受けていないところについては「まず検査を受けてください」というような通知とか、実際に行ってお話を聞くというような体制を作りつつあるというところでございます。 今年になってからも、１０件以上現場に出ておりますし、市民もかなり敏感に

	なっておりますので、下水道課としてもなるべく現場に出て指導するような形の体制は執りつつあります。 先ほど言いましたように、全体把握というのはなかなか難しいところがありますから、そこをどう解消していくかというところがこれからの課題だと思いますが、体制づくりはしているというところです。
関谷委員	ちょっとよろしいでしょうか？ 合併浄化槽を施工する場合、県外業者を使ったときには把握からモレることもあるとの説明でしたけれども、設置時には補助金も出るわけですよね。施工業者がどのくらいの数があるのかは分かりませんけれども、施工業者による報告義務もあるわけですよね。そうしますと、検査機関が１か所であるということであれば、おのずと掌握できると思うのですが‥‥。
事務局（津久井）	細かい教科書的な話しになってしまいますけれども、浄化槽の設置を市で把握するようになったのは、権限委譲がありまして県から市の事務になったことによるものです。ある時に「そのような事務は市町村が把握した方がより効率的でしょう」ということになりまして委譲された経過があるのですが、委譲前のデータなどは市には来ていないためにモレがあるということです。
関谷委員	はい、分かりました。 もうひとつ、先ほどの説明の中で汚泥処理に６．６万円掛かるということでしたが、これは公共下水道の汚泥処理ということでよろしいのですか？
事務局（舟岡）	そうです。処理金額総額を下水道接続の世帯数で割りまして６．６万円と算出しました。
関谷委員	水道料に比例した下水道使用料を支払うということで年間１０万円前後になるようなお話しでしたけれども、そうしますと合併浄化槽の維持管理の費用と大して違わない金額になってくるじゃないですか。
事務局（舟岡）	そういう部分では、そうなりますね。ただし、下水道使用の各家庭から支出されるお金にはこの６．６万円は含まれていませんので、全額を家計から支出する浄化槽とは捉え方が違ってくると思います。
太田会長	浄化槽と公共下水道との関係について、ご審議いただきましたけれども、このことについて何か他にご質問やご意見がおありの方はいらっしゃいますか？
長谷川委員	いいですか？ 補助金のお話がありましたけれども、１基設置するときにどれくらいの補助金がいただけるのですか？

事務局（津久井）	浄化槽の補助金は、建物の大きさによって違っておりまして、床面積が１３０㎡以下の場合ですと、住んでいる人数はそう多くないだろうということで「５人槽」の浄化槽になりまして、補助金額が３３．２万円となります。建設費といたしまして大体８５万円くらい掛かりますので、その３割強が補助金でもらえ、２／３を個人で負担してもらうという形になります。 また、面積がそれ以上に広くなりますと、浄化槽も１ランク大きくなりますので４１．４万円という補助金額になります。
長谷川委員	私が公共下水道に繋いだときに、４０万円くらいの金額のことが記憶にあるのですが、それは借金か何かだったのでしょうか？
事務局（舟岡）	多分の話しですが、水洗トイレに改造する経費の利子補給制度のことだと思われます。
長谷川委員	はい、ありがとうございました。
太田会長	県からの権限委譲のいきさつですとか、国を含めた現在の浄化槽行政についての未成熟な部分とかの、いろいろなものが入り込んで今の状況になっているということで、市単独でどこまでできるのかという難しい部分があろうかと思うんですね。同時に、市も職員数の削減などでなかなか手が回らないということもあるとは思うんですが、先ほどご説明いただいたような形で、具体的にどうするのかということについて次回の審議会でもう少し具体的なものをまとめていただければ良いかなと思います。よろしくお願いします。 それでは、基本方針でいくつかの柱があがっておりますけれども、これらのことについてご質問やご意見があればどうぞお出しください。
菊地委員	基本方針の２番目の柱「環境保全機能の向上」の中で、「下水道資源の有効活用、循環型社会の構築」と書かれています。 そこにあるのは、例えば処理水、汚泥、熱、バイオマスエネルギーなどを再利用する、循環するという意味だと思うんですが、那須塩原市の下水道の計画の中に具体的なものがあるのでしょうか？ 以前に、汚泥については再利用しているという説明を聞いた記憶はあるのですが、その他のことを含めて基本的な方針として何かあるんでしょうか？
事務局（舟岡）	那須塩原市には、水処理センターが黒磯と塩原の２か所ありまして、東那須野地域、西那須野地域、関谷・大貫地域の排水については北那須浄化センターに流入させていますので、３本立てで汚水を処理しているのですが、発生した汚泥については栃木県で設置しました「資源化工場」に搬入して、エコスラグを作っております。

	エコスラグを有効利用しようということで、埋め立てのときの土の代わりにするとか、アスファルトに混ぜるとか、コンクリートに混ぜるとかの方法をしております。それ以外に、市では民間の業者にも汚泥を搬出していまして、そこではコンポスト化されて「肥料」に再生されている状況もございます。汚泥の再利用については２通りの進め方をしています。 それから、塩原水処理センターですが、観光地ということもあり、池などの施設を地中に埋めて表面上は建物が見えないように造らせていただいておりますので、その辺の部分で何か観光や環境教育の拠点として利用できないかということで１０ページに記載させていただいたところです。 市で持っています２つの水処理センターには、小学校等の見学会がかなりの数ありますので、その辺のところも教育の一環ということで進めさせていただいております。以上です。
太田会長	よろしいでしょうか？
菊地委員	はい、結構です。
太田会長	他にございますか？ どうぞ。
松本委員	１１ページの「安心・安全‥‥安全なまちづくり」の中で、雨水対策を進めるとありますが、具体的な施策についてもう少し詳しく知りたいので教えてほしいのですが‥‥。 市内で想定される災害というと、一番は「雨」だと思います。ひとつの対策として、東那須野（区画整理地）の調整池があるとのことでしたが、水路を含めた雨水対策の計画等があれば教えてほしいと思います。
事務局（舟岡）	市の総合計画では、安全で便利なまちづくりの項目の中に「雨水排水対策の推進」ということで事業が掲載されております。 雨水対策につきましては、下水道課が整備するものと、道路課（河川係）が整備するものの２通りで進めております。 現在行っているのは、県事業で進めています「蕪中川の改修工事」がありまして、その上流部分について道路課で河川整備を年次毎に進めております。 下水道の事業としましては、百村川関係の雨水幹線整備を行っております。百村川第１幹線については、４００号バイパスの中に雨水管を入れ、国道４号との交差点まで管を延ばしまして雨水対策を図っております。 現在の工事としては、百村川第３幹線と言いまして、４００号バイパスに百村川の調整池があると思うんですが、西那須野駅周辺の雨水をそこに流すための工事を昨年からの３か年の計画で整備させていただいております。この工事をもって西那須野地区の浸水対策は完了となる計画です。

	その他にも下水道エリアとしての雨水管渠の計画はかなりあるのですが、この雨水管渠は汚水管渠に比べて莫大な費用が掛かるため計画がなかなか進まない状況で、「平成１０年災」以降では床下浸水などの浸水被害が見受けられないという現状も踏まえまして、下水道課の雨水対策についてはこの百村川の整備をもって一時休止する予定です。
長谷川委員	私、西那須野に住んでいて恥ずかしいんですけれども、よく「蕪中川」と聞くのですが、どこにある川のことなのですか？
事務局（江連）	蕪中川は、蛇尾川に入るんですけれども、場所的には大田原の今泉地区で県道大田原・高林線を横断しまして、乃木神社の裏側に新しい橋が架かったのをご存知ですか、あれが蕪中川です。その上流は権現山を通りライスラインの脇を流れています。
長谷川委員	川と言うと、水が流れているというイメージがありますけれども‥‥。
事務局（江連）	その辺りは小さい川なので、ほとんど目立ちませんね。目立つのは乃木神社の裏の那須拓陽高校の農場の近くから下流域になります。
長谷川委員	大田原に行く４００号バイパス沿いに大きな調整池がありますが、私はそれが関係するのかなぁと思っておりました。
事務局（江連）	その調整池は、先ほど舟岡補佐が説明した「百村川」の上流端で、県が整備した調整池ですね。その川は、大田原の美原公園の中を流れていっています。
太田会長	話しの途中ですが、ただ今お話しいただいていることを「雨水整備事業対象地域」のような図面に落として説明いただくことはできますか？ もしご用意いただけるのでしたら、次回にお願いできますでしょうか？
松本委員	今のいろいろなことが、資料の文面からだけでは分からないので、会長がおっしゃるように図面等で説明してもらえるとありがたいですね。
室井委員	もっと細かい部分で、学校の通学路に水たまりがあるような場所の改修計画なども示してもらえるといいなぁと思います。 また、分譲地などに雨水を浸透させる大きな調整池がありますけれども、あれは規定などがあってその大きさになっているんですか？
事務局（舟岡）	分譲地開発の面積に応じての、雨水の計算式がありまして、その大きさの調整池を造りなさいという指導をしています。分譲地内の雨水はそこで浸透させることになります。

	また、水たまり改修の部分となりますと、市道路課サイドのことになろうかと思いますが、水たまり解消の方法としては防火水槽のような地下に浸透させる施設を造って地中に返すという方法しかないと思います。
太田会長	今のお話、日常生活でお困りになっているということはよく分かります。雨水対策というのは生活道路の水たまりも含めましてたくさんあると思うんですけれども、下水道事業としてカバーする雨水対策部分と、その他の事業で対応すべき部分と、いろいろと枝分かれしてくると思います。 その辺をもう少し分かりやすくしていただけると有り難いですね。下水道で言うところの雨水対策とはどういうものかということ、そして日常生活上の雨水問題はどこの部署がどのように行うのかということを付属的にご説明いただければ理解していただけるのではないかと思いますよね。よろしくお願いいたします。 他にはいかがでしょうか？
各委員	≪特になし≫
太田会長	よろしいですか？ それでは、ただ今の「下水道中期ビジョンの基本理念と基本方針」につきまして、ご確認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。 また、改めてお気付きの点があれば次回以降でもご指摘いただければ、それはまったく構いませんのでよろしくおねがいします。 それでは最後の「今後のスケジュール」について、事務局からお願いします。
事務局（相葉）	最後のページ、１２ページをご覧いただきたいと思います。 今後の終盤のスケジュール案ということで、網掛けの部分は前回までに終了している会議でありまして、本日の会議が第５回目ということで①、②と審議内容案に沿って進めてまいりました。 次回はいよいよ第６回目ということなのですけど、２月に予定しておりまして内容は本日提示させていただきました資料により検討いただいた結果を基に「生活排水処理構想及び下水道全体計画の最終見直し案」をご覧いただきまして、さらに「市下水道中期ビジョンの今後の具体的な施策」を検討いただいて今年度の審議のまとめとしていく予定でございます。 日程につきましては、２月ということだけを予定しているのですけれども、会長と事前の調整がとれなかったものですから、２月の中盤あたりでご都合よろしい日がございましたら、この場でお決めいただきたいと考えております。
太田会長	２月のど真ん中、２月１５日（月）はいかがですかね。

事務局（相葉）	他の委員さんはいかがですか？
各委員	≪特になし≫
事務局（相葉）	それでは、２月１５日の月曜日午後１時３０分から、この会場で予定させていただきたいと思いますので、ご準備のほどよろしくお願いしたいと思います。 第６回につきましては、生活排水処理構想と下水道全体計画の見直し案と、中期ビジョンの案を踏まえまして、今年度の審議目標「もっとも効果的で適切な下水道整備のあり方を考えていく」ということのまとめ、結論を見い出していく予定でございますが、そこまでに至らない場合には「３月に第７回会議」もあるということお含みいただいた上でご了解いただければと思います。 今後のスケジュールにつきましては以上でございます。
太田会長	ありがとうございます。 私の方からちょっとお願いなのですが、今日の会議でご質問が出たことで、浄化槽の件だとか、雨水対策の件とかがありましたから、「第５回審議会での課題」という形で次回の審議会回しということでご用意いただけますでしょうか？ よろしくお願いします。 ただ今のスケジュールについて、ご質問、ご意見があればどうぞお願いします。
各委員	≪特になし≫
太田会長	それでは、次回は２月１５日ということでよろしくお願いいたします。 これで私の方で予定していた議事内容はすべて終了いたしました。どうもありがとうございます。 事務局の方にお返しいたします。
事務局（舟岡）	長時間にわたり、ありがとうございました。 専門的な内容も少しあったと思いますが、大変凝縮した審議会でございましたのでありがとうございます。 次回は２月１５日午後１時半ということになりますので、またご出席の程、よろしくお願いいたします。 大変ありがとうございました。以上で閉会とさせていただきます。 【１５：２６　終了】